

はぼろ障がい福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

障がいのある人もない人も共に
生き生きと生活できるまちづくり

【羽幌町障がい者計画】

【第6期 羽幌町障がい福祉計画】

【第2期 羽幌町障がい児福祉計画】

令和3年3月

羽 幌 町

はじめに

平成18年4月「障害者自立支援法」が制定、平成25年4月には「障害者総合支援法」へと改正され、障がい者に対する福祉サービスの提供主体を市町村に一元化するとともに、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい児、難病患者等に、共通の福祉サービスを共通の制度で提供されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

本町では、こうした社会福祉制度の改革や、多様化・複雑化する障がい者や家族等のニーズに対応するため、平成19年4月“障がいのある人もない人も共に生き生きと生活できるまちづくり”を基本理念とする、「第1期はぼろ障がい者福祉計画（障がい福祉計画・平成19年～20年度）、第2期（平成21年～23年度）、第3期（平成24年～26年度）及び第4期（平成27年～29年度）、また、第5期（平成30年～令和2年度）からは、名称を「はぼろ障がい福祉計画」へ変更し、「第1期はぼろ障がい児福祉計画」を追加しましたが、この度、さらなる計画の見直しを進め、令和3年～5年度を期間とする第6期羽幌町障がい福祉計画及び第2期羽幌町障がい児福祉計画を策定しました。

この計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する計画であるとともに、羽幌町総合振興計画“ほっとプラン”の基本目標である『誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち』の実現のため、障がいを持つ方々に対する保健、医療、福祉、教育、就労、社会参加、生活環境など様々な分野における施策の方向と目標を示したものです。

今後は、障がいを持つ方々が自分らしく自立した生活を送るためには、町民の皆様や関係機関・団体等との連携と協働による取り組みが重要であると考えております。

本計画を着実に推進し、障がいを持つ方々の自立支援や社会参加の促進を図るとともに、福祉環境の整備に努めてまいりますので、引き続き皆様方のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたりまして、お力添えをいただきました多くの方々に厚くお礼を申し上げますとともに、今後の計画推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

羽幌町長 駒 井 久 晃

目次

はじめに

序章 障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法の概要 1

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨 3

II 計画の基本理念 3

III 計画の基本的視点 4

IV 計画の基本目標 5

V 計画の位置づけ 6

VI 計画の期間 6

VII 計画における対象者 6

第2章 障がいのある人の現況

I 身体障がい者の状況 7

II 知的障がい者の状況 8

III 精神障がい者の状況 9

IV 発達障がい児の状況 11

はばろ障がい福祉計画推進施策体系図

はばろ障がい福祉計画推進施策体系図 13

第3章 障がい者施策の展開

I 障がい者への理解の促進 14

II 生活支援の充実 15

1 生活支援体制の整備 15

2 在宅支援の充実 16

3 施設による支援の充実 20

4 ボランティアによる支援の充実 22

III 保健・医療の充実 23

1 障がいの原因となる疾病等の予防 23

2 障がいの早期発見・早期治療 24

3 適切な保健・医療の推進 26

IV 療育・教育の充実 27

1 療育・乳幼児教育の充実 27

2	学校教育の充実	28
3	福祉教育の充実	29
V	就労支援の充実	30
1	雇用の促進	30
VI	社会参加の促進	31
1	社会参加の高揚	31
VII	生活環境の整備	32
1	障がい者等にやさしいまちづくりの推進	32
2	防災・安全対策の推進	33
VIII	情報提供の充実	34
1	情報提供の推進	34
<u>第4章 施策の達成数値目標</u>		
I	障がい福祉サービス	35
1	各年度毎のサービス見込量及び給付費の見込	35
(1)	介護給付事業	35
(2)	訓練等給付事業	39
(3)	相談支援	42
(4)	障がい児通所支援	43
(5)	障がい児相談支援	44
II	地域生活支援事業	45
1	各年度毎のサービス見込量及び給付費の見込	45
(1)	相談支援事業	45
(2)	成年後見制度利用支援事業	45
(3)	意思疎通支援事業	45
(4)	日常生活用具給付又は貸与	46
(5)	移動支援事業	46
(6)	地域活動支援センター事業	47
(7)	日中一時支援事業	47

※「障がい」の表記について

羽幌町では、「障害」という言葉について、法令用語や団体名等を除き「障がい」と表記しています。

序章 障害者総合支援法の概要

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障がい者保健福祉施策は、平成15年度から“ノーマライゼーション”の理念に基づいて導入された「支援費制度」により充実しましたが、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題がありました。

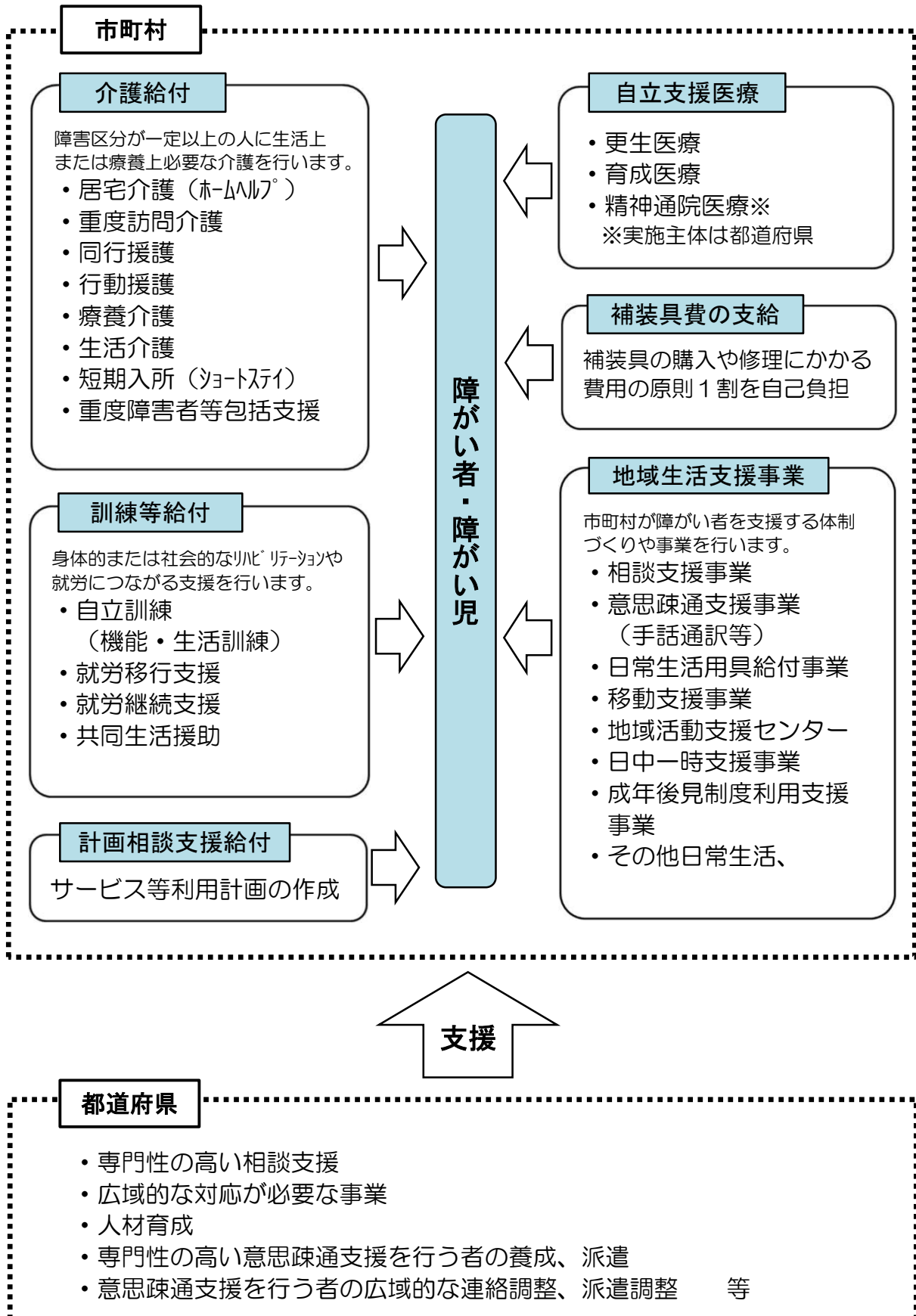
こうした課題を解決するとともに、障がいのある人が利用できるサービスを充実し一層の推進を図るために「障害者自立支援法」が平成18年4月に制定されました。

その後、平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるために、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」に改正されたところであります。

障害者総合支援法の基本理念

- 1 全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- 2 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- 3 可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること
- 4 社会参加の機会の確保
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 6 社会的障壁の除去

障害者総合支援法によるサービスの仕組み



第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨

本町では、『国際障害者年』を契機として、「ノーマライゼーション」理念の浸透と、障がいのある人もない人も、誰もが地域社会の一員として、互いに人格と個性を尊重し支え合う、「共生社会」の実現を目指して、理念の普及や障がい者の社会参加への支援をすすめてまいりました。

この間、平成15年、障がい者の在宅支援を目指した「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した、利用者本位のサービス提供の仕組みがつくられ、平成18年「障害者自立支援法」が施行、さらに、平成25年には「障害者総合支援法」へと改正され、身体・知的・精神・難病といった障がいの種別にかかわらず、サービスを利用する仕組みが一元化されました。

その後、国の障がい者制度においては、いくつかの大きな動きが見られています。

まず、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年4月より施行されました。また、改正「障害者の雇用の促進に関する法律」の一部施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、改正「発達障害者支援法」の施行など、障がい者を取り巻く課題や社会環境、当事者のニーズなどを踏まえた法改正が行われ、それに伴い新たな施策が展開されています。

このような情勢や変化をふまえ、本町における障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等の施策を、総合的、かつ計画的に推進するため、第6期はぼろ障がい福祉計画を策定します。

II 計画の基本理念

「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が、地域の中で社会の対等な構成員として、個性と人格が尊重され、自立した生活が営めるよう、保健、福祉、医療、教育、労働、地域などの関連する分野が協働し、障がいのある人が、必要とする適切な支援を受けられるよう、次のとおり基本理念を定めます。

障がいのある人もない人も共に生き生きと生活できるまちづくり

Ⅲ 計画の基本的視点

障がい者を特別視せず、共に生きる社会こそ普通な社会とする「ノーマライゼーション」、障がいのある人が持つ最大限の機能回復と、社会生活への復帰を目指す「リハビリテーション」、障がい者が地域社会の援助を受けて、自ら抱える問題を主体的に解決しようとする「エンパワーメント」の理念を実現するためには、障がい者自らが自己選択、自己決定ができ、そのために必要な様々な支援を身近なところで受けられることが大切です。

しかし、地域社会には、これを困難にしている生活環境などの物理面や、制度上、意識上の様々なバリア（障壁）が存在しており、これらを取り除く必要があります。この計画の理念を実現するため、次の4つの「基本的な視点」を定めます。

基本的視点

1 障がい者の人格・個性の尊重と町民参加によるノーマライゼーション社会の実現

すべての町民が福祉の担い手、受け手であるという認識のもと、施策推進のあらゆる段階で、障がい者や介助者、ボランティアなどを核とした町民の参加と参画をすすめ、それぞれが役割を果たし、互いを認め合う協働の取り組みにより、「共生社会の実現」を目指します。

2 障がい者の主体性・自立性・自己決定による生活支援の実現

措置から契約への転換など、福祉サービスの枠組みが大きく変化する中、障がい者が自らの意思で選択・決定できるよう、「利用者を主体とした生活支援の実現」を目指します。

3 障がい者の自己実現を可能とする社会づくり

就労、スポーツ・文化活動など、障がい者が、様々な社会参加を通して、自立や自己実現の可能性を高める機会や場の提供をすすめ、「障がい者一人ひとりが持つ能力を引き出し合える社会づくり」を目指します。

4 障がい者の社会参加を支える環境づくり

障がい者が安全で安心して生活ができるよう、建物、道路、公園などのハード面と、移動、情報、制度、心理などソフト面のバリアフリー化をすすめ、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりがふれあう機会と場を通じ、地域や関係機関等が協働しながら、「障がい者にやさしい環境づくり」を目指します。

IV 計画の基本目標

計画の基本理念及び基本的視点をふまえ、障がい者が、地域において生き生きと自立した生活が送られるよう、一貫性と総合性のある施策を推進するため、次のとおり具体的な8つの「基本目標」を定めます。

基本目標

1 障がい者への理解の促進

障がいのある人もない人も、全ての町民が、障がいに対する理解を深めるための啓発や交流活動を促進します。

2 障がい者への生活支援の充実

障がい者の自立した生活を支えるため、障害者総合支援法等に基づき「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」など、公平で適正なサービスの利用をすすめるとともに、地域におけるサービス提供事業者との連携や支援体制の整備を促進します。

3 障がい者への保健・医療の充実

障がいの早期発見や発生を未然に防ぐため、健康相談や健康指導の充実、健康に対する意識啓発をすすめるとともに、各種健康診査や保健事業を促進します。

4 療育・福祉教育の充実

障がい児一人ひとりの特性に応じた、適切な療育や教育が受けられるよう、療育施設や学校施設の整備と職員の資質向上を図るとともに、相談・指導体制の充実や、地域における学習機会の提供と環境づくりを促進します。

5 障がい者への就労支援の充実

障がい者の雇用を促進するため、専門機関であるハローワークとの連携と各種雇用に関する助成制度等の周知をすすめ、事業主の理解と雇用の拡大を促進します。

6 障がい者の社会参加の促進

障がい者団体との連携を図り、自主的な活動の支援と社会参加活動を助長し、団体の育成と活性化を促進します。

7 障がい者の生活環境の整備

障がい者に配慮した公共施設、住宅、公園等の整備と改善をすすめ、まちのバリアフリー化を促進します。

8 障がい者への情報提供の充実

障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすい情報提供をすすめ、障がい者の自立と社会参加を促進します。

V 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に定められた、障がい者の施策に関する基本的な計画である「障がい者計画」並びに障害者総合支援法に定められた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保に関する「障がい福祉計画」を合わせた、本町における障がい者に関する総合的な計画です。

また、今期からは児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスなどの見込量についても「障がい児福祉計画」として一体のものとして策定しています。

なお、この計画は、本町における他の計画と整合性を併せ持つものです。

VI 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

なお、計画を実施していく過程で、社会情勢や福祉環境等の変化によって、新たな施策の取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、柔軟に対応することとします。

VII 計画における対象者

この計画で対象となる障がいのある人とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項で定められている「障害者」及び同条第2項で定められている「障害児」をいいます。

第2章 障がいのある人の現況

I 身体障がい者の状況

1 身体障がい者の数

今期より市町村台帳における数値を用いることとしたため、平成26年度以前と比較し所持者数が大幅に減少しています。これは、従来使用していた北海道の台帳において、死亡者等が含まれていたことが推測されるためです。

今期の推移に着目すると、身体障害者手帳の所持者の人口割合は、6.4%で微増傾向にあります。

(単位：人)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
手帳所持者数	553	560	553	556	555	435	429	422	426	424	423
町の人口	8,152	7,936	7,777	7,648	7,552	7,358	7,251	7,089	6,902	6,710	6,661
人口割合(%)	6.8%	7.1%	7.1%	7.3%	7.3%	5.9%	5.9%	6.0%	6.2%	6.3%	6.4%

※各年度3月末の人数。R2は12月末現在の人数。

2 障がいの種類及び程度（令和2年12月末現在）

障がいの種類別では、「肢体不自由」が240人（56.7%）で最も多く、次いで「内部障がい」が123人（29.1%）、「視覚障がい」が32人（7.6%）、「聴覚障がい」が25人（5.9%）、「音声・言語障がい」が3人（0.7%）となっています。

障がいの等級別では「1級」が129人（30.5%）で最も多く、次いで「4級」が120人（28.4%）、「3級」が65人（15.4%）、「2級」が48人（11.3%）、「5級」が38人（9.0%）、「6級」が23人（5.4%）となっています。

重度障がい者（1・2級）は、177人で全体の41.8%を占めています。ここ数年は、疾病に伴う高齢期の障がい者が増加傾向を示しており、特に、「心機能障がい」の方が増加しています。

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	肢体	内部	音声・言語	合計
1級	9	0	26	93	1	129
2級	11	7	30	0	0	48
3級	4	5	49	5	2	65
4級	4	6	86	24	0	120
5級	2	0	35	1	0	38
6級	2	7	14	0	0	23
合計	32	25	240	123	3	423

II 知的障がい者の状況

1 知的障がい者の数

療育手帳の所持者は、平成22年の100人から令和2年には119人となり、この間で19人の増加となっています。

(単位：人)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
手帳所持者数	100	107	107	109	115	115	117	121	120	120	119
町の人口	8,152	7,936	7,777	7,648	7,552	7,358	7,251	7,089	6,902	6,710	6,661
人口割合 (%)	1.23%	1.35%	1.38%	1.43%	1.52%	1.56%	1.61%	1.71%	1.74%	1.79%	1.79%

※各年度3月末の人数。R2は12月末現在の人数。

2 知的障がいの程度

知的障がいの程度別では、「重度・最重度（A判定）」が42人（35.3%）、「軽度・中度（B判定）」が77人（64.7%）となっています。

年齢別では、18歳未満の「重度・最重度（A判定）」が2人（15.4%）、「軽度・中度（B判定）」が11人（84.6%）となっており、18歳以上では「重度・最重度（A判定）」が40人（37.7%）、「軽度・中度（B判定）」が66人（62.3%）となっています。

(単位：人)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
A判定	41	41	43	42	43	43	43	44	44	43	42
18歳未満	4	3	3	2	3	3	3	3	2	2	2
18歳以上	37	38	40	40	40	40	40	41	42	41	40
B判定	59	67	66	67	72	72	74	77	76	77	77
18歳未満	12	17	16	17	20	21	20	20	16	12	11
18歳以上	47	50	50	50	52	51	54	57	60	65	66
(18歳未満 計)	16	20	19	19	23	24	23	23	18	14	13
(18歳以上 計)	84	88	90	90	92	91	94	98	102	106	106
合計	100	108	109	109	115	115	117	121	120	120	119

※各年度3月末の人数。R2は12月末現在の人数。

III 精神障がい者の状況

1 精神障がい者の数

精神障がい者数は、平成22年の110人から令和元年には202人となり、この間で92人の増加と増加傾向にあります。

(単位：人)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
精神障がい者数	110	120	131	146	153	169	177	185	197	202
町の人口	8,152	7,936	7,777	7,648	7,552	7,358	7,251	7,089	6,902	6,710
人口割合 (%)	1.35%	1.51%	1.68%	1.91%	2.03%	2.30%	2.44%	2.61%	2.85%	3.01%

※各年度3月末の人数。

2 精神障がい者保健福祉手帳の所持者数

精神障がい者手帳の所持者は、平成22年の29人から令和元年には37人となり、この間で8人の増加となっています。

精神障がい者手帳の交付や入院措置、相談、支援等は、留萌保健福祉事務所が行っておりますが、地域における精神障がい者の社会参加を推進するためには、留萌保健福祉事務所との情報の共有と連携が求められます。

(単位：人)

区分 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
手帳所持者数	29	20	13	25	25	28	28	29	31	37

※各年度3月末の人数。

3 精神障がい者の疾患別受療状況

入院・通院等をしている疾患別受療状況では、「入院している人」が15人(7.4%)、「通院している人」が95人(47.0%)で、ここ数年倍増している一方、「その他(※自立支援医療による通院以外のもの)」は92人(45.6%)とピーク時より減少しています。

入院中の疾患別状況では、「統合失調症」が9人(60.0%)で最も多く、次いで「脳器質性精神障害」が4人(26.6%)、「気分(感情)障害」及び「精神作用物質による精神及び行動の障害」が共に1人ずつ(6.7%)と「脳器質性精神障害」が減少しています。

また、通院中の疾患別状況では、「気分(感情)障害」が36人(37.9%)で最も多く、次いで「統合失調症」が29人(30.5%)となっています。

○疾患別受療状況一覧表

(単位：人)

区分	年度										
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
脳器質性精神障害	入院	2	2	3	4	5	6	6	7	9	4
	通院	1	1	1	2	9	12	12	11	12	10
	その他	5	6	6	7	3	6	6	8	10	19
精神作用物質による 精神及び行動の障害	入院	1	2	2	3	3	2	2	2	2	
	通院	2	2	2	2	2	4	4	5	5	4
	その他	1	1	1	1	1	1	2	1	1	4
統合失調症	入院	9	9	9	9	8	9	10	10	10	9
	通院	34	34	35	35	44	45	45	46	47	29
	その他	8	11	13	17	7	6	5	5	4	26
気分(感情)障害	入院					1	1	1	1	1	1
	通院	15	15	15	16	35	33	35	37	39	36
	その他	8	12	19	24	7	8	11	11	15	24
神経症性障害	入院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	通院	2	2	2	2	4	4	3	3	2	1
	その他	5	6	6	5	3	3	4	3	4	5
生理的障害及び身体的 要因の行動症候群	入院										
	通院										
	その他	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
成人の人格及び 行動の障害	入院					1	1	1	1	1	1
	通院										
	その他										
知的障害	入院	1	1	1	1				1	1	
	通院	1	1	1	1	3	3	2	2	4	5
	その他	1	1	1	1		1	1	2	2	
心理的発達の障害	入院										
	通院					1	2	2	3	3	4
	その他				1		1	1	1	1	
小児期及び青年期の 行動及び情緒障害、 特定不能の精神障害	入院										
	通院					1	1	2	2	1	
	その他							1	1	1	2
てんかん	入院										
	通院	11	11	11	11	12	13	14	14	13	6
	その他	1	1		1		3	3	3	3	8
不 明	入院										
	通院								1	1	
	その他			1	1	1	2	1	1	2	2
合 計	入院	14	15	16	18	19	20	21	23	25	15
	通院	66	66	67	69	111	117	119	124	127	95
	その他	30	39	48	59	23	32	37	38	45	92
精神障がい者数		110	120	131	146	153	169	177	185	197	202

IV 発達障がい児の状況

1 子ども発達支援センターの経緯

平成3年に、言語、運動、情緒などの発達に遅れがあると思われる乳幼児、子育てに支援が必要と思われる保護者などを対象として「親子遊びの会」を開設。

平成4年から、羽幌町・苫前町・初山別村合同による「留萌中部母子通園センター」として、公共施設（勤労青少年ホーム・すこやか健康センター等）の一部を利用して来ました。

平成18年度から旧商工会館を改修し、「留萌中部子ども発達支援センター（にじいろ）」として毎年50名余りの児が利用しています。

センターは、国道232号線に面し、役場庁舎や小学校が隣接するなど立地条件に恵まれています。

療育日程（令和2年度）

※R2年12月現在

	月	火	水	木	金
9:00～ 10:15	小集団療育	小集団療育	小集団療育	小集団療育	小集団療育・ 子ども発達 支援事業
10:30～ 11:45	個別療育・ 小集団療育	個別療育・ 小集団療育	個別療育・ 小集団療育	個別療育・ 小集団療育	会議・事務
13:15～ 14:30	小集団療育	小集団療育	小集団療育	小集団療育	会議・事務
15:00～ 17:00	学齢児	学齢児	学齢児	学齢児	学齢児
17:00～ 17:30	事務	事務	事務	事務	事務

2 子ども発達支援センターの利用者数

平成22年以降、出生数は減少していますが、利用児数に大きな変化はなく、幼児・学齢児ともに療育へのニーズの高さがうかがえます。

学齢児は集団不適應や不登校児の増加などの地域の課題もあり、利用児数も多く、個別対応の必要性も増しています。

また、共働き家庭が増えており柔軟な対応も必要とされ、今後の課題となっています。

○乳幼児

(単位：人)

年齢 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	1	0	1	1	0	2	0	0	0	1	1
2歳	1	3	1	1	3	0	6	0	0	1	3
3歳	5	2	7	1	2	8	1	10	1	6	3
4歳	1	8	3	11	4	4	8	6	11	4	5
5歳	11	5	10	2	10	4	5	10	7	11	5
6歳	14	11	7	12	1	12	4	8	11	9	12
計	33	29	29	28	20	30	24	34	30	32	29

○学齢児

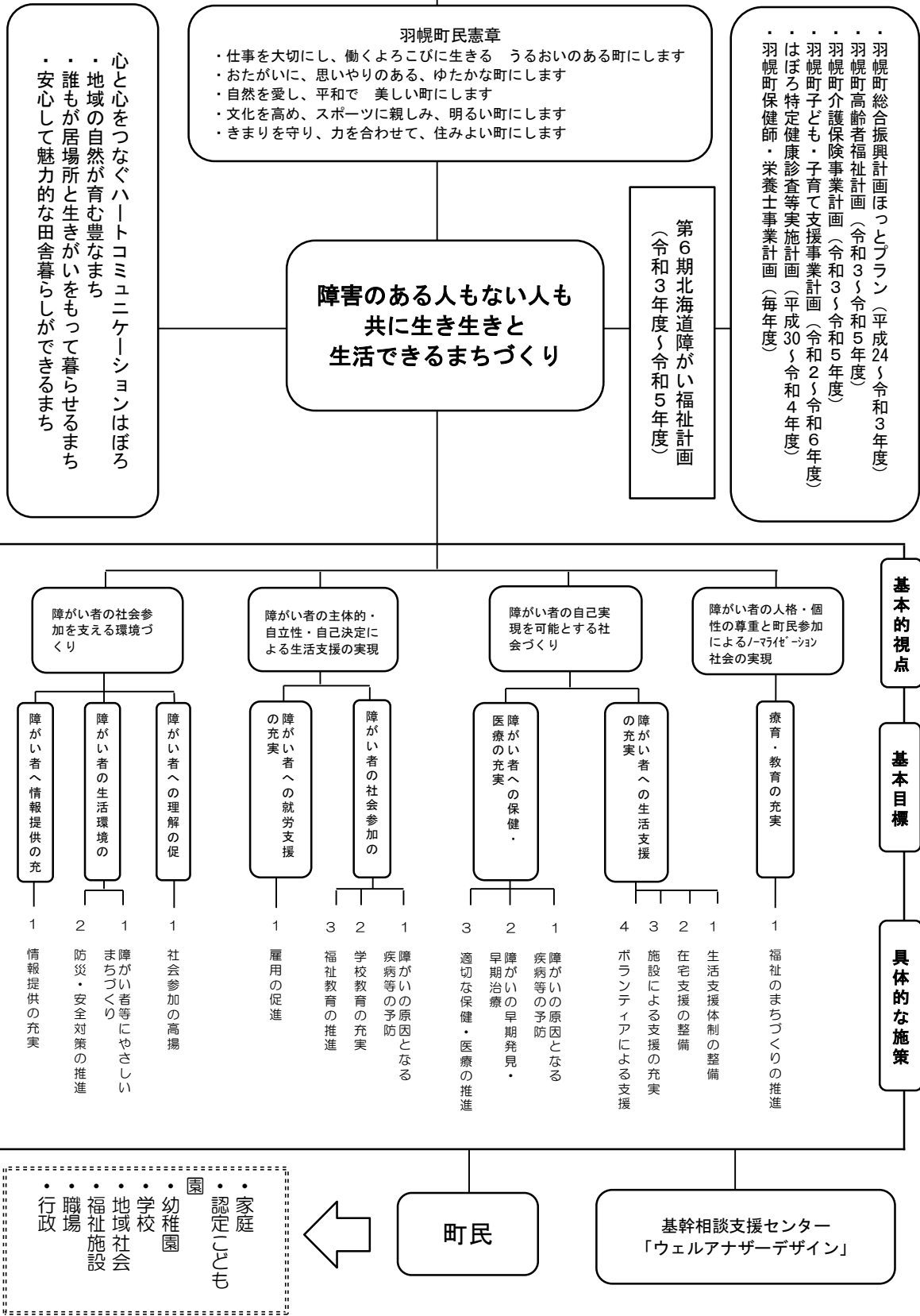
(単位：人)

学年 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
1年生	6	12	9	5	11	2	11	9	9	13	10
2年生	7	5	9	10	4	9	2	16	9	9	9
3年生	13	7	6	6	9	3	9	3	14	8	7
4年生	4	12	7	4	4	8	3	9	3	10	9
5年生	3	2	12	4	3	2	8	1	10	3	7
6年生	3	2	3	10	5	1	2	5	1	11	1
計	36	40	46	39	36	25	35	43	46	54	43

合計	69	69	75	67	56	55	59	77	76	86	72
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

※各年度3月末の人数。R2は12月末現在の人数。

はほろ障がい福祉計画 推進施策体系図



第3章 障がい者施策の展開

I 障がい者への理解の促進

現状と課題

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がいのある人もない人も等しく生活し、互いの人格と個性が尊重されるまちづくりを推進することが大切です。

しかし、障がい者を取り巻く社会環境は、障がい者に対する偏見や誤解、行動の妨げになる公共施設等の構造、就労や社会参加機会の少なさ、情報の収集や提供の手段が限られるなどの課題があります。

これらの課題を解決するためには、これまで以上に、関係機関・団体との連携を深め、啓発活動や障がい者が町民と交流する事業などを支援し、共に生きる心の広まりや、障がいに対する理解を深める必要があります。

施策の基本的方向

障がいのある人もない人も、全ての町民が相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

施 策

(1) 障がいへの理解の促進

障がい者の人格と個性が尊重され、障がいのある人もない人も、等しく安心して暮らせるまちづくりを推進し、障がいに対する偏見と誤解をなくすため、町民に対する正しい知識の啓発普及に努めます。

- ① 広報「はぼろ」の発行
- ② 羽幌町ホームページの活用
- ③ 社会福祉協議会広報誌「ふれあい」の発行支援
- ④ ボランティアセンター広報誌「なかま」の発行支援

(2) 福祉のまちづくりの推進

障がい者や高齢者など全ての町民に配慮して、公共施設を始めとした「まちなりのバリアフリー化」に努め、福祉のまちづくりを推進します。

(3) 障がい者に関する行事の実施と啓発

障がい者に関する行事を、障がい者団体や関係機関の連携で継続的に実施し、障がい者の社会参加と地域住民の交流を深め、障がいに対する理解を広めます。

①「ふれあい広場inはぼろ」の支援

ノーマライゼーションの定着を目指し、身体障がい者等福祉関係団体・ボランティアを始め多くの町民が集い開催されています。令和2年度で37回を数え地域住民に定着しています。

②羽幌町身体障がい者福祉協会事業の支援

羽幌町身体障がい者福祉協会は、障がい者の交流を深める各種事業など、自立に向けた取り組みをすすめています。

しかし、近年は会員の減少や高齢化がすすみ、後継者の育成と組織体制の強化が大きな課題となっていることから、今後も、より一層の支援に努めます。

II 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備

現状と課題

障がい者が安心した生活を営むためには、障害者総合支援法等に基づき、地域における様々な支援体制づくりをすすめることが大切です。

障がい者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等様々な支援を必要としますが、障がい者の生活を支えているのは高齢な家族が多い状況にあります。このため、地域全体で障がい者やその家族を支援する体制の整備、充実が課題となっています。

これらの課題を解決するためには、これまで以上に町、障がい者団体、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体、地域住民等が連携を深め、それぞれが持つ機能に応じて役割を分担しながら、地域全体で障がい者の生活を支えるための体制づくりをすすめる必要があります。

施策の基本的方向

障がい者の安心した生活を支える支援体制の整備と活動を促進します。

施 策

(1) 相談支援体制の充実

障がい者が身近な場所で安心して相談できる窓口の充実と体制づくりに努めます。

- ①障がい者の総合的な相談に応じる窓口の充実
 - ・ 役場福祉課、健康支援課、焼尻支所、天売支所、社会福祉協議会
- ②発達障がいの相談に応じる子ども発達支援センターの充実
 - ・ 子ども発達支援センター「にじいろ」
- ③専門機関との連携強化
 - ・ 基幹相談支援センター「うえるデザイン」との連携
 - ・ 特定非営利活動法人「いちえ」との連携
- ④権利擁護の促進
 - ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知と利用の推進

(2) 地域福祉推進体制の推進

民生児童委員やボランティア、町内会等地域住民の幅広い参加による地域福祉推進体制の充実に努めます。

- ①民生委員・児童委員活動の充実
- ②地域福祉推進委員活動の充実（社会福祉協議会）
- ③ボランティアセンター活動の充実（社会福祉協議会）
- ④地域見守りネットワーク会議の開催と住民活動の充実

2. 在宅支援の充実

現状と課題

障害者自立支援法（障害者総合支援法）の施行により、障がいの種別にかかわらず障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化され、サービスは、個々の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されました。

本町では、苫前町・初山別村合同による「障害支援区分認定審査会」を設置し、公平で適切な審査と、障がい者が自立のために必要とする在宅介護や訓練等給付などのサービス提供と、地域の社会資源を活用した各種支援事業をすすめています。

しかし、障がいに応じた在宅支援体制は、障がいの特性に配慮し、生涯を通して、その時々に応じた支援を一貫して行うことが求められますが、サービス事業者が限られた地域においては、支援する体制の整備充実が課題となっています。

これらの課題を解決するためには、これまで以上に町、社会福祉協議会、民間福祉事業者等が連携を深め、障がい者のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供する必要があります。

施策の基本的方向

障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、在宅支援体制の整備とサービス事業の充実に努めます。

施策

(1) 障害支援区分認定審査会の充実（苫前町・初山別村と合同設置）

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定し、公平で適切な支給決定と福祉サービスの提供をすすめるとともに、認定審査会委員の各種研修機会への派遣に努めます。

①医師・老人福祉、知的障がい者施設長・保健師・病院看護師・訪問看護ステーション所長等10名で構成。

②2合議体（1合議体5名）により毎月2回開催。

(2) 認定調査員の育成

障がい者本人からの聞き取り調査に当たる認定調査員の育成と、資質の向上を図るため、各種研修会等への派遣に努めます。

(3) 地域自立支援協議会の体制強化

平成25年度より基幹相談支援センター「うえるデザイン」が中心となり、関係機関・団体等と連携し、「地域自立支援協議会」を開催しています。

今後もさらなる体制強化をすすめ、支援事業の充実に努めます。

(4) 在宅支援事業の充実

障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、ホームヘルプ、ショートステイ、福祉用具及び日常生活用具の給付、自立支援医療給付、地域生活支援事業など、各種支援事業の充実に努めます。

①介護給付事業の充実

・居宅介護（ホームヘルプ）

障がい支援区分1以上の障がい児（者）に対し、自宅における、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

・短期入所（ショートステイ）

障がい支援区分1以上の障がい者に対し、自宅で介護する人が病気等の場合、短期間、夜間を含めて施設における入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

- 重度訪問介護

障がい支援区分4以上の重度肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に自宅における入浴・排せつ・食事の介護や外出時における移動支援等を総合的に行います。

- 同行援護

障がい支援区分2以上（身体介護を伴う場合）の視覚障がい者で、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

なお、身体介護を伴わない場合は、障がい支援区分は必要なく、アセスメント票で一定以上の点数となる視覚障がい者が対象となります。

- 行動援護

障がい支援区分3以上の知的又は精神障がい児（者）で、行動上著しい困難を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するため必要な援護や外出時における移動介護等を行います。

②相談支援の充実

- 計画相談支援

支給決定前にサービス等利用計画案を作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。

- 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

- 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供します。

③自立支援医療給付の充実

- 更生医療の給付

心臓機能・腎臓機能・小腸機能等障がい者に対する医療給付を行います。

- 育成医療の給付

18歳未満の障がい児が、指定育成医療機関において早期治療を受けられるよう医療給付を行います。

- 精神通院公費の給付（北海道）

精神障がい者が、通院に要する医療費の給付を行います。

④地域生活支援事業（市町村）の充実

- ・相談支援事業

障がい者に対するサービス情報の提供、事業者・専門機関の紹介等を行います。

- ・移動支援事業

一人で移動が困難な障がい者が、付添い家族等がいらないため外出することができない場合、ガイドヘルパーの派遣を行います。

- ・意思疎通支援

聴覚・音声・言語障がい児（者）に対し、手話通訳又は要約筆記者の派遣を行います。

- ・福祉用具及び日常生活用具の給付

重度障がい児（者）等の日常生活の便宜を図るため、福祉用具等の給付又は貸与を行います。

- ・成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

（５）児童発達支援・放課後等デイサービス事業の充実

毎年、乳幼児から学齢児まで50名余りが通所していることから、子ども発達支援センター「にじいろ」の療育機能を強化し、児の療育や保護者などからの相談、関係機関との連携・協力、児童の心身の状況に応じたケースマネジメントなど、幼児期から学齢終了時までの一貫した療育体制の充実を図るとともに、発達障がい者の就労、地域生活等に関する相談・支援に努めます。

①子ども発達支援センター「にじいろ」の施設整備

②療育保育士等職員体制の整備と療育機能の充実

③専門支援機関による地域療育・移動療育等の充実

④ケース検討会による個別プログラム・指導の充実

⑤相談業務の充実（児童相談・特殊教育相談・保護者等）

⑥訪問療育の充実

⑦関係機関との連携と地域支援の充実

（６）保育所等の障がい児受入体制の充実

私立幼稚園、認定こども園、小学校における、障がい児の受け入れに関する連携と体制連携と体制の充実に努めます。

①要保護児童対策地域協議会の設置と充実

②障害児保育関係者会議の充実

- ③障害児入所審査会の充実
- ④幼稚園・認定こども園・小学校訪問と相談の充実
- ⑤幼稚園・認定こども園・小学校と保護者の連携
- ⑥民間保育所等への障害児受け入れに伴う補助

3. 施設による支援の充実

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を営むには、機能を回復するための施設、人との交流を訓練する施設、職の技術を身につけるための施設、共同生活をする施設など、生涯を通して様々な施設を必要とします。

本町では、昭和54年から身体障がい者福祉協会が、障がい者の働く場の確保を目的として開設していた小規模作業所「希望の家」が、就労する障がい者の確保等が困難となり、平成21年3月を以って閉鎖されました。

共同作業所や通所授産施設など、障がい者が入所又は訓練等を行う施設は、道内の各施設に依存せざるを得ない状況です。

このような状況の中、平成24年9月に「地域活動支援センター」を開設し、障がい者等に対して、創作的活動・生産活動の提供、相互交流や地域住民との交流の促進が図られてきているところです。

今後も、これまで以上に各施設との連携に努め、施設入所や通所など、障がい者のニーズに応じた施設訓練等の機会を提供していくことが必要です。また、障がい者等の地域生活を支援するために「地域生活支援拠点」の整備が求められています。

さらに、発達障がい児（者）に対しては、子ども発達支援センターの設備と療育機能の充実に努める必要があります。

施策の基本的方向

道内各施設との連携を深め、施設入所や通所訓練等の機会を提供し、自立に向けた支援をすすめるとともに、障がい者等の地域生活を支援するために「地域生活支援拠点」の整備について検討をすすめます。

また、子ども発達支援センターの整備をすすめ、在宅の障がい児（者）等が地域で生活を送れるよう支援に努めます。

施 策

(1) 各施設との連携と施設利用の促進

本町には、施設入所や通所訓練等の機会を提供できる施設が無いことから、道内各施設との連携と情報提供をすすめ、施設入所者の自立訓練や就労支援、通所訓練者等の支援に努めるとともに、今後、施設から地域生活への移行が推進されることから、自立を援助するグループホーム等の利用支援に努めます。

①介護給付事業（居宅支援）の充実

・生活介護

障がい支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）の障がい者に対して、施設内において、入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は生産活動機会の提供等を行います。

・施設入所支援

障がい支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）の障がい者に対して、主として夜間や休日、施設内において入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

②訓練等給付事業の充実

・自立訓練（機能訓練、生活訓練）

施設内において、リハビリによる機能の維持や地域生活移行のために必要な日常生活能力の習得訓練を行います。

・就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。

・就労継続支援（雇成型）

一般企業等への就労が困難な障がい者に対し、施設との雇用契約に基づき、最低賃金の適用を受けた就労の機会を提供します。（福祉工場等）

・就労継続支援（非雇成型）

一般企業等への就労が困難な障がい者に対し、一定の賃金水準に基づき、継続した就労の機会を提供します。（授産施設等）

・グループホーム（共同生活援助）

就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者が、共同生活を送りながら、相談・入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

(2) 「特定非営利活動法人いちえ」との連携

平成23年4月障がい者が地域で生活するために必要なサービスを提供するため「特定非営利活動法人いちえ」が設立されました。障がい者の地域での安心した生活を推進し、就労支援（職場体験等）についても同法人との連携・協力を努めます。

(3) 子ども発達支援センター「にじいろ」の整備

児童福祉施設に適した施設設備を計画的にすすめるとともに、児の心身の状況に応じたケースマネジメントや、保護者などからの相談、関係機関との連携・協力を努めます。

(4) 「地域生活支援拠点」の整備

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして「地域生活支援拠点」の整備が国から示されています。

居住支援機能と地域支援機能の面から、機能連携に基づく面的な整備を含めて関係機関と連携し検討をすすめます。

4. ボランティアによる支援の充実

現状と課題

本町では、町の支援を得て社会福祉協議会が「ボランティアセンター」を設置し、若年者から高齢者まで、各団体や個人が登録し、高齢者や障がい者に対する積極的なボランティア活動を行っています。

また、民生委員・児童委員や、社会福祉協議会が主体となって町内会毎に「地域福祉推進員」が配置され、地域ぐるみで高齢者や障がい者等に対する支援活動が行われています。

これら障がい者への支援活動をさらに広めていくためには、地域住民の障がい者への理解と関心を高める取組みや、町民が主体的に参加できる環境づくりが必要です。

施策の基本的方向

地域福祉の担い手である地域住民による自主的・主体的なボランティア活動が、障がい者の自立した生活を支える大きな役割を果たしていることから、積極的なボランティア活動が展開される環境づくりに努めます。

施 策

(1) ボランティア活動等の充実

地域におけるボランティアの育成や活動の推進を図るため、ボランティアセンターとの連携と活発な活動を支援します。

- ①ボランティアセンターの充実
- ②ボランティア研修事業の充実
- ③学校ボランティア活動事業の充実

(2) ボランティア情報の提供

ボランティアセンター並びに登録団体等の活動情報を、広く地域住民に周知しボランティア活動に対する関心を高めるとともに、活動への参加を促進します。

- ①ボランティアセンター広報誌「なかま」の発行

(3) ボランティアネットワークの充実

ボランティアセンター登録団体を始めとする、地域住民のボランティア活動者の連携と協力をすすめ、障がい者等に対する様々な支援活動を促進します。

- ①民生委員協議会との連携
- ②ボランティア連絡協議会との連携
- ③地域福祉推進員連絡協議会との連携
- ④地域見守りネットワーク会議の充実

III 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防

現状と課題

障がいの発生原因としては、遺伝子や染色体、母体内の異常などを要因とする先天的なものや、生まれてからのライフステージで疾病や事故等による後天的なものがあります。

先天的な障がいの発生を予防するには、妊娠期における飲酒・喫煙・薬物など、胎児への悪影響や規則正しい生活習慣について相談や啓発を行うとともに、早期発見と早期療育に向けて母子保健事業の充実が求められます。

また、後天的な障がいの発生を予防するためには、生活習慣病の早期発見、治療に向けた各種保健事業の取り組みと、健康の維持・増進についての相談・啓発活動を推進する必要があります。

施策の基本的方向

障がいの発生を未然に防ぐため、年度毎に事業の評価と、「保健師・栄養士事業計画」を作成し、計画的に、健康相談や健康指導の充実、健康に対する意識啓発すすめるとともに、各種保健事業の推進に努めます。

施 策

(1) 母子保健の充実

妊婦保健指導や新生児訪問、乳幼児健康診査の充実など、障がいの未然防止と早期発見を図るため、母子保健指導体制の充実に努めます。

(2) 成人及び老人保健の充実

生活習慣病の早期予防と健康の維持管理、増進を図るため、健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等の保健事業の充実に努めるとともに、地域住民が利用しやすい健診等の環境づくりに努めます。

(3) 健康づくり事業の充実

地域住民の健康意識の高揚を図るとともに、主体的な健康づくり活動の実践を支援するため、各種健康づくり事業の充実に努めます。

(4) 精神保健事業の周知と利用の促進

保健福祉事務所と連携し、精神保健事業について広く周知するとともに各種制度等の利用促進に努めます。

(5) 食生活改善推進員の登録と活動の促進

食生活改善推進員の育成と登録をすすめ、推進員で構成する食生活改善協議会の運営を支援し、各種料理教室の開催や広報誌「食生活だより」発行などを通して、生活習慣病等の予防に努めます。

2. 障がいの早期発見・早期治療

現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことによって、障がいの軽減や重度化を防ぐことが可能です。そのためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで定期的に健康診査を受けることが大切です。

乳幼児においては、健康診査・相談等を実施し、心身の障害や疾病の早期発見に努め、食と栄養など健康的な食環境を考える機会を提供しています。

障がいが発見された場合は、保護者への説明と理解を深めるとともに、関係機関と連携を取りながら適切な療育に結び付けています。

また、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療に向けた各種保健事業の取り組みが大きな課題となっていますが、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康の維持管理、増進について啓発活動を推進するとともに、特定健診等の各種健康診査・検診の受診率向上に努め、早期発見、早期治療に結びつける必要があります。

施策の基本的方向

障がいや疾病の早期発見、早期治療をすすめるため、年度毎に事業の評価と「保健師・栄養士事業計画」を作成し、計画的に各種健康診査・検診を実施するとともに、訪問指導や事後指導の充実に努めます。

施 策

(1) 早期発見、早期治療体制の充実

乳幼児の障がいの発生と疾病予防を図るため、各種健診・健康相談体制の充実をすすめるとともに、新生児訪問や育児教室等の開催を通して早期発見、早期治療に努めます。

(2) 障がい児の療育体制の充実

障がい児の早期発見、療育相談や指導、関係機関との連携を図り、子ども発達支援センターにおける療育体制の充実に努めます。

(3) 健康診査の充実

「特定健診・保健指導」や各種健康診査の受診を促し、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に向けて、健診委託医との判定会議や結果説明会を通して、住民の健康管理意識を高めるとともに、肥満、高血圧等の要指導者や要観察者に対する改善指導や継続受診をすすめるとともに、食生活や栄養等の指導充実に努めます。

(4) 出前講座等の開設

生活習慣病等による障がい発生を防止するため、日頃の予防や早期治療の大切さを北海道立羽幌病院の医師による「出前講座」や保健師・栄養士による健康教室を通じて住民への啓蒙と理解を深めます。

3. 適切な保健・医療の推進

現状と課題

障がいの軽減や除去を図るための各医療制度がありますが、これらの制度は、障がいの発生予防を始め、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進など、障がい者（児）が安心して適切な治療や機能回復訓練等を受けられる大きな役割を果たしています。

機能回復訓練は、障がいの身体的機能の低下を防ぐうえからも大切であり、医療機関及び施設等と連携しながら利用を促進する必要があります。

また、難病患者についても、保健福祉事務所等と連携を取りながら、難病患者やその家族に対する支援が必要です。

施策の基本的方向

障がい者の医療費軽減のため、公費負担制度の周知に努めるとともに、機能回復訓練の利用を促進します。また、精神障がい者（児）及び難病患者とその家族に対しては、保健福祉事務所との連携を図り、必要な情報提供や在宅支援に努めます。

施 策

（１）医療費等に関する諸制度の周知

育成医療、更生医療、重度心身障害者医療給付制度及び特定疾患医療費公費負担などの医療給付制度等の周知に努めます。

（２）機能訓練の利用促進

障がい者の身体機能の低下を防ぎ、維持向上を図るため、医療機関及び関係機関、施設等と連携し利用を促進します。また、機能回復訓練の機会と場の提供に努めます。

- ①介護予防教室の開催
- ②家族介護教室（天売・焼尻）の開催
- ③転倒予防教室「転ばん塾」の開催

（３）精神障がい者及び難病患者への支援の充実

保健福祉事務所との連携を図りながら、精神障がい者や難病患者とその家族に対して、保健・医療・福祉に関する情報を提供するとともに、助言指導等の充実に努めます。また、地域参加を推進するための支援事業等をすすめます。

- ①障がい者への理解を深める「シンポジウム」の開催
- ②障がい者への支援を検討する「ケア会議」の開催
- ③障がい者の社会参加と交流を深める「ふれあいサロン」の開催

IV 療育・教育の充実

1. 療育・乳幼児教育の充実

現状と課題

障がい児の心身の育成は、早い時期、特に乳幼児期に必要な治療と指導訓練によって、障がいの軽減や基本的な生活能力を高めることができます。

このため、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じた適切な療育を実施する体制の整備が大切です。

本町では、障がい児の「児童発達支援事業」として、子ども発達支援センター「にじいろ」において、障がい児の機能訓練と療育指導を行っており、認定こども園や私立幼稚園等と連携を図りながら可能な受け入れをすすめています。

また、各種育児教室を始め、「子育て支援センター」を開設して、子育てに関する悩みや不安の解消と親同士の交流、発達の経過観察などの育児支援に努めています。

しかし、療育は、専門的知識と豊富な経験を有した職員の確保が求められることから、専門職員の確保と、専門機関・施設との連携や研修機会の充実が必要です。

施策の基本的方向

障がい児一人ひとりの特性に応じた適切な療育をすすめるため、療育施設の整備と職員の確保、資質向上に努めます。

施 策

(1) 地域療育推進連絡協議会の充実

障がい児の早期発見、早期療育をすすめるため、療育にかかわる職員の研修機会の充実と、関係者の密接な連携を図り、総合的かつ効果的な療育体制の充実に努めます。

(2) 療育体制の充実

子ども発達支援センター「にじいろ」の体制を整備し、臨床心理士の採用により、相談や心理面での支援の充実を図り、療育機能の強化に努めます。

(3) 職員の資質の向上

療育専門機関・施設等との情報交換や、定期的に助言指導を受けるとともに、研修機会の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

(4) 子育て支援事業の充実

子育て支援センターや育児教室等の充実を図り、子育てに関する悩みや不安の解消とともに、発達の経過観察と育児支援に努めます。また、子育てサークル等保護者の自主的な活動と交流を支援します。

2. 学校教育の充実

現状と課題

障がいがあることによって、小中学校の普通学級における教育を受けることが困難であったり、普通学級だけではその能力を十分に伸ばすことができない児童・生徒については、能力を最大限に伸ばし、社会参加や障がいの種類、程度に応じてきめ細かな教育が受けられるよう、早期から適切な教育的対応を行うことは、児の望ましい成長発達を図る上で大変重要です。

本町では、近年、発達障がい児が増加傾向を示しており、重度化もすすんでいることから、これまで以上に、障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が求められています。平成23年2月には「羽幌町特別支援教育連携協議会」を設置し、就学に向けてスムーズな支援を行っているところです。

また、学校外での生活体験や社会体験は、様々な人との交流と判断能力を養う機会となることから、地域における学習機会の充実と関連施設の整備をすすめ、学習しやすい環境づくりが必要です。

施策の基本的方向

障がい児一人ひとりの特性に応じた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、相談・指導体制及び施設等の整備に努めます。また、地域における学習機会の提供と環境づくりをすすめます。

施 策

(1) 相談・指導体制の充実

障がい児の実態を的確に把握し、個々の障がいに適した教育が提供できるよう相談・指導体制の充実に努めます。

(2) 教職員研修の充実

障がい児に対する教職員の指導力向上を図るため、実践的な研修に努めます。

(3) 特別支援教育の充実

障がいに対する教職員の共通理解を深めるため、コーディネーターや校内委員会を設置するとともに、「教育支援員」を配置し、障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援に努めます。

(4) 学校施設の整備充実

学校の玄関、トイレの改善やスロープ・手すりなど、障がい児に配慮した施設のバリアフリー化に努めます。

(5) 地域における学習機会の充実

障がい児が参加しやすい学習プログラム等の研究をすすめ、障がい児が主体的に行動できる能力を身に付けられるよう支援します。

3. 福祉教育の充実

現状と課題

地域や学校における日常生活の中で、障がい者（児）とふれあう機会を持ち、障がい者の問題を自分のこととしてとらえ、適切な行動がとれるようにするためには、幼少期からの体験を通じた活動が大切です。

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、各教科や特別活動、道徳、総合的な学習の時間等を通じて福祉に対する理解を深める指導が行われ、人間愛、福祉の心、ボランティア精神などの育成に努めています。

また、ボランティア活動等障がい者（児）との継続的な交流は、豊かな人間性を養う上で大きな意義があり、障がいや障がい者（児）への理解を深める上でも体験的・実践的活動が求められます。

このため、社会福祉協議会では、ボランティアセンターに登録する小中高等学校の自主的活動を支援するとともに、ふれあい広場等で、児童・生徒がボランティア活動を体験する機会を提供し、より実践的なボランティアの育成に努めています。

施策の基本的方向

障がいのある児童生徒とない児童生徒が、学校や地域で日常的な交流や体験を通じて、お互いに理解を深める機会の拡充を図り、ボランティアセンター活動を通してより実践的なボランティアの育成に努め、共に豊かな人間性を高めるよう福祉教育を推進します。

施 策

（1）学校における福祉教育の充実

障がいのある児童生徒と、ない児童生徒の日常的な相互交流や、体験機会の拡充をすすめるとともに、総合的な学習の時間等において「出前講座“ほっと講座はぼろ”」などを活用した福祉教育の充実に努めます。

（2）実践的なボランティアの育成

ボランティアセンターに登録する学校ボランティアの活動を支援し、子どもの頃からの地域における福祉活動への参加と体験を通して、福祉への関心を高めるとともに実践的な活動の育成に努めます。

また、社会福祉協議会等が実施する各種福祉事業において、積極的に児童ボランティアの活動を奨励し、障がい者との交流を通して、障がい者（児）に対する理解を深めるとともに、実践的なボランティアの育成に努めます。

V 就労支援の充実

1. 雇用の促進

現状と課題

障がい者が、自らの適性と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活を営むうえで大切なことです。

障がい者の雇用の促進については、障害者基本法等に基づき、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、就労までの相談など、様々な施策が国や道などにおいて行われていますが、雇用を促進するためには、地域における就労の場の確保が重要な課題であり、各事業主の理解と協力なしには到底望めない状況となっています。

本町における雇用情勢は大変厳しく、「ハローワーク留萌」の雇用情報に委ねているのが現状です。

また、障がい者の授産施設や共同作業所が設置されていないため、近隣の施設に数名が通所利用しています。

施策の基本的方向

障がい者の雇用を促進するため、各種雇用に関わる助成制度等の周知をすすめ、事業主の理解と雇用の拡大に努めます。

施 策

(1) 関係機関との連携

ハローワーク留萌との連携を図り、障がい者の雇用情報の収集に努めます。

また、「特定非営利活動法人いちえ」や「道北障害者就業・生活支援センターいきぬき」との連携を強化し、障がい者の職場実習体験等の環境整備をすすめ、就労に対する意識を高めてもらい、障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう支援をしていきます。

(2) 啓発活動の推進

障がい者の雇用について、関係機関と連携を図りながら、事業主に対して障がい者雇用制度等の啓発と、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

(3) 雇用促進助成金

障がい者を含む求職者を雇用する事業主に対し、雇用機会の拡大、雇用環境の拡充、定住促進に資するための雇用促進助成金を交付し、障がい者の雇用を推進していきます。

VI 社会参加の促進

1. 社会参加の高揚

現状と課題

障がい者やその家族等が中心となって組織されている障がい者団体が、障がい者の交流や社会参加を目的として自主的な事業を実施したり、社会福祉協議会等が行う、障がい者の支援を目的とした各種事業に積極的に参加し、自らの自立と交流はもとより、事業の運営に大きな役割を果たしています。

しかし、障がい者団体の加入者は、プライバシーの保護や組織的な活動を避ける傾向から年々減少し、会員の不足と高齢化が大きな課題となっており、平成25年3月には「手をつなぐ親の会」が解散している状況です。

施策の基本的方向

障がい者団体との連携を図り、自主的な活動の支援と社会参加活動を助長し、団体の育成と活性化に努めます。

施 策

(1) 障がい者団体の活動支援

障がい者団体との連携を図り、自主的活動への支援をすすめ、組織の充実と障がい者の社会参加を推進します。

①羽幌町身体障がい者福祉協会

(2) 障がい者の交流事業の推進

「ふれあい広場 in はぼろ」の事業継続を支援し、障がい者等の相互交流と社会参加の推進に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障害者スポーツ大会への参加を促し、また、若い障がい者で編成するゲートボールチームの活動を推進し、障がい者が日常生活にスポーツ・レクリエーション活動を取り入れ、体力の維持増進と能力の向上を図るとともに、文化サークル活動への参加や「町民芸術祭」への作品出品等を奨励し、社会参加機会の拡充に努めます。

VII 生活環境の整備

1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

ハートビル法（高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建設物の建築の促進に関する法律）や北海道福祉のまちづくり条例の施行により、障がい者等が外出しやすい環境づくりのために、バリアフリー化等の改善を図ることとされました。

本町では、天売・焼尻島への玄関口となる「新フェリーターミナル」が平成25年4月に完成しました。視覚障がい者に配慮し点字誘導タイルが設けられる等、バリアフリー構造となっており、天売・焼尻観光をはじめ、交流の拠点として多くの人に利用され、地域発展につながることを期待されています。

今後も、公共施設、公営住宅、道路、公園等の整備や改善に当たっては、まちのバリアフリー化を目指した施策を展開し、障がい者等にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

施策の基本的方

障がい者や高齢者等全ての町民に配慮した公共施設、住宅、道路、公園等のバリアフリー化を推進し、生活環境の整備・改善に努めます。

施 策

（1）公共施設の整備・充実

道路や公園等公共施設の整備については、玄関や出入口のスロープ、誘導ブロックや手すり、自動ドア、エレベーター、トイレ、駐車スペースの確保、段差解消など、障がい者や高齢者等にやさしい環境づくりに努めます。

（2）住宅環境の整備

障がい者が安心して生活を送られるよう、個人住宅改造への支援をすすめ、公営住宅の建設等に当たっては、手すりの設置や住戸内外のバリアフリー化を図り障がい者等に配慮した住環境の整備に努めます。

（3）生活環境の充実

障がい者や高齢者にとって、冬期間の除排雪が日常生活を営むうえでおおきな不安となっていることから、自力または家族等で行うことが困難な世帯に対する除排雪支援に努めます。

（4）移動・交通対策の充実

障がい者が地域社会に積極的に参加していただくため、「ハイヤー料金助成事業」「福祉バス」の運行を始め、町内を低料金で運行する「循環バスほっと号」を継続し、障がい者の移動支援に努めます。

2. 防災・安全対策の推進

現状と課題

障がい者等が安心して日常生活を送るためには、総合的な防災対策を講じ、事故の未然防止や災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

このため、障がい者等で避難行動などに制約がある方の日常生活の把握や、日頃の見守り、緊急時の介護者確保等の支援体制が求められます。

本町では、「羽幌町地域防災計画」に基づき、多くの町民が参加して防災訓練を実施し、地震や津波発生時にスムーズな避難が可能となるよう努めています。

また、平成18年に、障がい者や高齢者の事故の未然防止を図るため、「地域見守りネットワーク会議」を設置しましたが、会議の開催が十分に出来ていないため、今後の体制づくりが課題となっています。

施策の基本的方向

障がい者や高齢者の事故の未然防止や災害発生時の支援体制を図るため、定期的な防災訓練を実施し、町民の防災に対する意識の高揚を図るとともに、地域見守りネットワーク会議の充実に努めます。

また、避難行動要支援者の把握や支援体制の構築、維持、個別の避難方法の確立を図るため策定した「羽幌町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、関係機関・団体などが連携を深め、地域住民が一体となって障がい者等の安全を確保するための支援体制を整備していきます。

施 策

(1) 防災意識の高揚と防災体制の充実

災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、定期的な防災訓練等を通して防災知識の普及など町民の意識の高揚に努めます。

(2) 事故や災害時の救援体制の充実

民生児童委員等による障がい者等の実態把握をすすめ、地域住民が一体となって、障がい者や高齢者の事故防止や災害発生時の救護体制の確立に努めます。

(3) 緊急通報システムの充実

1人暮らしの障がい者や高齢者の生活安全を図るため、緊急通報システムの設置をすすめ、事故防止体制の確立に努めます。

(4) 除雪サービス事業の充実

障がい者や高齢者の生活安全を図るため、冬期間における除雪サービスを行い緊急時等の生活支援に努めます。

(5) はいかい高齢者等SOSネットワークの充実

認知症の方の徘徊や、行方不明者に対する迅速な対応を図るために、警察、消防、郵便局、医療機関、交通・運輸機関など、各関係機関・団体と連携を図り、障がい者や高齢者の事故防止体制の確立に努めます。

VIII 情報提供の充実

1. 情報提供の推進

現状と課題

情報は、障がい者にとって日常生活や社会参加などに欠くことのできないものであり、障がいの種別や特性に配慮した、きめ細かなものでなければなりません。

本町では、広報はぼろやホームページ等によって情報提供をすすめています。障がいの種別や特性に対応する情報伝達方法等について研究をすすめ、情報伝達機器等の普及を図る必要があります。

また、障がい者にかかわる制度・施策・サービスなどを分かりやすくまとめた「ガイドブック」を引き続き作成し、地域での生活に役立てることも大切です。

施策の基本的方向

障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすい情報提供をすすめるとともに、情報提供の機会の拡充と内容の充実に努めます。

施 策

(1) 広報はぼろやホームページによる情報提供の充実

障がい者に関する福祉や社会参加等に役立つ情報を「広報はぼろ」に掲載し、適切な情報提供に努めます。また、随時ホームページに情報を掲載し、障がい者の意見等を聞く機会の充実に努めます。

(2) 情報機器の普及

障害者日常生活用具貸与制度の周知を図り、視覚や聴覚等の障がい者用情報機器の普及をすすめ、障がいの種別や特性に配慮した情報伝達に努めます。

(3) 「障がい者のためのガイドブック」の作成

障がい者に係る制度・施策・サービスなどを、分かりやすくまとめた「障がいを持つ人のためのガイドブック」の作成と配布を継続し、障がい者が地域で生活するために役立つよう努めます。

第4章 施策の達成数値目標

障害者総合支援法及び児童福祉法において、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保、その見込量の確保が義務付けられていることから、本町における令和5年度までの達成数値目標を定めるものです。

I 障がい福祉サービス

1. 各年度毎のサービス見込量及び給付費の見込

(1) 介護給付事業

①居宅介護（ヘルパー派遣）

障がい支援区分1以上の障がい者等に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
居宅介護	利用者数	9人	9人	9人
	利用時間（月平均）	135時間	135時間	135時間

《見込量の考え方》

本町では、居宅介護（ホームヘルパー）を利用している障がい者は、年間9～11名となっています。

町内に在住する障がい者のうち、多くが家族等の支援を受けられる環境にあるか、日常生活能力が自立している方が多いこと、また、65歳以上の方が多いため、介護保険制度による居宅介護を利用しているものと思われます。

このため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持または微増するものと考えています。

②短期入所（ショートステイ）

障がい支援区分1以上の障がい者が、居宅において介護を行う物が疾病、その他の理由により、障害者支援施設その他厚生労働省で定める施設への短期間の入所を必要とする場合、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
短期入所	利用者数	11人	11人	11人
	利用日数（月平均）	55日	55日	55日

《見込量の考え方》

本町では、「特定非営利活動法人いちえ」の開設により、平成24年から障がい児の利用者が増えている状況です。

令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準が維持されるものと考えています。

今後は、成人の障がい者に対するニーズが見込まれることから、利用先の資源開拓を進めていきます。

③重度訪問介護（ヘルパー派遣）

障がい支援区分4以上の重度肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省で定める便宜及び外出時の移動中の介護を総合的に供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
重度訪問介護	利用者数	0人	0人	0人

《見込量の考え方》

本町では、現在障がい支援区分4以上の認定を受けている在宅の障がい者はいないことから、新たなニーズが発生しない限り、令和5年度までの利用見込みは無いものと考えています。

④同行援護（ガイドヘルパー派遣）

障がい支援区分2以上（身体介護を伴う場合）の視覚障がい者で、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

なお、身体介護を伴わない場合は、障がい支援区分は必要なく、アセスメント票で一定以上の点数となる視覚障がい者が対象となります。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
同行援護	利用者数	2人	2人	2人
	利用時間（月平均）	20時間	20時間	20時間

《見込量の考え方》

本町では、現在2名利用しており、多くが家族等の支援を受けられる環境にあるため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

⑤行動援護（ガイドヘルパー派遣）

障がい支援区分3以上の知的又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい児（者）であって、常時介護を要するため行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
行動援護	利用者数	1人	1人	1人
	利用時間（月平均）	20時間	20時間	20時間

《見込量の考え方》

本町では、現在1名利用しており、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

⑥重度障害者等包括支援

障がい支援区分6で、介護の必要が著しく高い障がい者等であって、居宅介護その他厚生労働省で定める便宜を包括的に供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人

《見込量の考え方》

本町では、現在サービス利用者がいないことから、新たなニーズが発生しない限り、令和5年度までの利用見込みは無いものと考えています。

⑦療養介護

障がい程度区分5以上の医療を要する障がい者であって、常時介護を要し、主として昼間に病院、その他厚生労働省で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
療養介護	利用者数	4人	4人	4人

《見込量の考え方》

平成24年4月からの児童福祉法の一部改正により、重症心身障害児施設に入所している満18歳以上の利用者は療養介護の利用に移行します。

本町では重症心身障害児施設に入所している障がい者は、4名おり令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

⑧生活介護

障がい支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）で、常時介護を要する障がい者であって、主として昼間に障がい者支援施設、その他厚生労働省で定める施設において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動機会を提供します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
生活介護	利用者数	31人	31人	31人
	利用日数（月平均）	961日	961日	961日

《見込量の考え方》

本町では、現在の障がい者施設利用者うち生活介護を利用している方は31名おり、令和5年度までの利用見込みについては、現在の利用水準を維持または微増するものと考えています。

⑨施設入所支援

障がい支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）で、施設に入所している障がい者であって、主として夜間に入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は、生産活動機会を提供します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
施設入所支援	利用者数	22人	22人	22人

《見込量の考え方》

本町では、現在の障がい者施設利用者のうち、施設入所支援を利用している方は22名おり、令和5年度までの利用見込みについては、現在の利用水準を維持または微増するものと考えています。

(2) 訓練等給付事業

① 自立訓練（機能訓練）

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省が定める期間、身体機能の向上のために必要な訓練、その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	0人	0人	0人

《見込量の考え方》

本町では、現在施設を利用している身体障がい者がいないことから、新たなニーズが発生しない限り、令和5年度までの利用見込みは無いものと考えています。

② 自立訓練（生活訓練）

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省が定める期間、地域生活移行のために必要な生活訓練を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	1人	1人	1人
	利用日数（月平均）	22日	22日	22日

《見込量の考え方》

本町では、現在1名利用しており、主に特別支援学校を卒業した者が、サービスを利用しております。令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

③宿泊型自立訓練

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活移行に向けて、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のために必要な生活訓練を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
宿泊型 自立訓練	利用者数	1人	1人	1人
	利用日数（月平均）	30日	30日	30日

《見込量の考え方》

本町では、現在1名利用しており、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

④就労移行支援

就労を希望する65歳未満で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がい者について、生産活動、職場体験等の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援・相談等の支援を行います。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
就労 移行支援	利用者数	1人	1人	1人
	利用日数（月平均）	22日	22日	22日

《見込量の考え方》

本町では、現在1名利用しており、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

⑤就労継続支援（雇成型）

就労を希望する障がい者に、厚生労働省が定める期間、生産活動等の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
就労継続支援 （雇成型）	利用者数	3人	3人	3人
	利用日数（月平均）	66日	66日	66日

《見込量の考え方》

本町では、現在入所又は通所している障がい者は、就労希望というよりは生活訓練の意味合いが強く、施設入所者は、重度障がい者が殆どであるため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準が維持されるものと考えています。

⑥就労継続支援（非雇用型）

一般企業への就労が困難な障がい者に、施設内において就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
就労継続支援 (非雇用型)	利用者数	18人	18人	18人
	利用日数(月平均)	396日	396日	396日

《見込量の考え方》

本町では、現在入所又は通所している障がい者のうち、一般企業への就労が困難と思われる障がい者が多く、非雇用型の支援を利用すると見込まれます。

このため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準が維持されるものと考えています。

⑦就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上で各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
就労 定着支援	利用者数	1人	1人	1人

《見込量の考え方》

本町では、現在1名利用しており、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

⑧自立生活援助

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な援助を行います。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
自立 生活援助	利用者数	0人	0人	0人

《見込量の考え方》

本町では、現在施設を利用している身体障がい者がいないことから、新たなニーズが発生しない限り、令和5年度までの利用見込みは無いものと考えています。

⑨共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障がない障がい者等であって、主として夜間に共同生活を営む住居において、相談、その他日常生活上の援助を行います。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	33人	33人	33人

《見込量の考え方》

本町では、現在33名がグループホームを利用しておりますが、今後、施設を退所し、地域生活へ移行された方のうち、地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者がグループホームを利用することとなります。

このため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持または微増するものと考えています。

(3) 相談支援

①計画相談支援

支給決定前にサービス等利用計画案を作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行い適切なサービスの提供をします。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
計画相談支援	利用者数	71人	71人	71人

《見込量の考え方》

平成24年4月から、福祉サービスを利用するすべての障がい者が計画相談支援を利用することとなっています。6ヶ月から12ヶ月ごとにモニタリングを行うため、各年度の見込み数は、現在のサービス利用者数と同程度としています。

②地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
地域移行支援	利用者数	0人	0人	0人

《見込量の考え方》

福祉施設の入所者や入院中の精神障がい者のうち、支援の必要性が高いと見込まれる1年以上の入院者を対象としており、主に精神障がい者への相談等支が見込まれます。

③地域定着支援

在宅で生活しており、単身世帯であるか、同居家族がおられても同居している家族による支援を受けることができない障がい者を対象とし、緊急の事態等に相談やその他の便宜を提供します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
地域定着支援	利用者数	0人	0人	0人

《見込量の考え方》

町内に在住する障がい者のうち、多くが家族等の支援を受けられる環境にあるため、見込としては、上記の水準を維持していくものと考えます。

(4) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

未就学の障がい児が、児童福祉法第43条に規定する「児童発達支援センター」に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
児童発達支援	利用者数	24人	24人	24人
	利用日数(月平均)	120日	120日	120日

《見込量の考え方》

児童の心身の育成は、早期に療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力を高めることができることから、乳幼児健康診査等を通して早期発見に努め、乳児健康相談や訪問指導等を実施して、児に合った発育・発達を養育者が的確に捉えられよう指導する必要があります。

特に、発達障がい児については、子ども発達支援センターの施設整備や職員増員などの運営体制にも限りがあることから、就学前児に重点を置いた運営や療育のみならず保護者等からの相談体制の充実も必要となります。

このため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持または微増するものと考えます。

② 放課後等デイサービス

就学している障がい児が、児童福祉法第43条に規定する「児童発達支援センター」に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他厚生労働省で定める便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
放課後等 デイサービス	利用者数	52人	52人	52人
	利用日数(月平均)	260日	260日	260日

《見込量の考え方》

現在、放課後等デイサービスを利用している児童は52名余りいますが、平成24年からは「特定非営利活動法人いちえ」の開設により、利用者は増えてきている状況です。

このため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持ま

たは微増するものと考えます。

(5) 障がい児相談支援

①障がい児相談支援

支給決定前にサービス等利用計画案を作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行い適切なサービスの提供をします。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
障がい児 相談支援	利用者数	76人	76人	76人

《見込量の考え方》

児童発達支援、放課後等デイサービスを利用するすべての障がい児が計画相談支援を利用することとなっています。利用の更新申請にあわせて、毎年計画を作成するため、各年度の見込み数は、現在のサービス利用者数と同程度としています。

II 地域生活支援事業

1. 各年度毎のサービス見込量及び給付費の見込

(1) 相談支援事業

障がい者（児）及びその家族等の相談に対し、障がい福祉サービス情報の提供、サービス事業者の紹介・助言、専門機関の紹介等を行うとともに、ケアマネージメントを行います。

本町では、基幹相談支援センター「うえるデザイン」及び保健師、障害者ケアマネージメント研修終了者が主体となって、障がい者本人からだけでなく、その家族等広く相談に当たることとしています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい又は精神障がい者等に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等対して支払う報酬について助成します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	1人	1人	1人

《見込量の考え方》

本町では、ここ数年で成年後見制度利用に関する相談が増えてきている状況であることから、毎年1人程度の利用が見込まれると考えています。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚及び音声・言語障がい者（児）が、他者との意思疎通を図ることができなかつたり、社会通念上必要不可欠な外出等ができない場合に、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
意思疎通 支援事業	利用者数	1人	1人	1人

《見込量の考え方》

本町では、現在サービスを利用されている方は1名です。他にも聴覚及び音声・言語障がいの方がいますが、家族等の支援や筆談で意思疎通を図ることが可能です。

このため、令和5年度までの利用見込みは、現在の水準を維持または微増するものと考えています。

(4) 日常生活用具給付又は貸与

重度の身体障がい者（児）に対し、日常生活用具を給付又は貸与することによって、日常生活における便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
日常生活用具 給付又は貸与	利用件数	300件	300件	300件

《見込量の考え方》

本町では、現在、ストマ用装具等の給付を受けている障がい者が30名程度おり、利用件数のほとんどを占めています。

令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えています。

(5) 移動支援事業

一人で外出が困難な障がい者（児）が、付添いする家族等がない場合などに、ガイドヘルパーの派遣を行います。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
移動支援	利用者数	4人	4人	4人
	利用時間（月平均）	24時間	24時間	24時間

《見込量の考え方》

本町では、町内に居住する障がい児（者）の殆どが、家族等の支援を受けられたり、日常生活で自立している方が多く、又、65歳以上の障がいを有する方は、介護保険制度による居宅介護を利用しています。

このため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準が維持されるものと考えています。

(6) 地域活動支援センター事業

障がい者等の創作活動・生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜を供与します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
地域活動 支援センター	利用者数	13人	13人	13人

《見込量の考え方》

本町では、平成24年9月より「特定非営利活動法人いちえ」に事業を委託し実施しており、町外転出等により利用者は減少傾向にありますが、一時帰省時などの利用を考慮し、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持するものと考えます。

(7) 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図り、障がい者等の日中における活動の場所を確保します。

《サービス見込量》

年度 事業名		令和3年	令和4年	令和5年
日中一時 支援事業	利用者数	12人	12人	12人

《見込量の考え方》

本町では、主に「特定非営利活動法人いちえ」にて事業が行われており、利用者は少しずつ増えてきている状況です。

このため、令和5年度までの利用見込みとしては、現在の利用水準を維持または微増するものと考えます。

はぼろ障がい福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月 発行 羽幌町